

株式會社新鴻鐵工所蒲田工場
争議状況 (第九報)

標記工場職工ハ東京工場職工ト共ニ合同争議
團代表ヲ送り本社重役ト會見ノ意向アル趣ハ
既報ノ處昨ニ十三日河田貞治鈴木瞬外五名
ノ代表者ハ午前九時頃廻町区有樂所一ノ三所
在在社事務所ヲ訪問事務員ニ對シ既報要求書
並ニ委任狀ヲ示シ重役トノ會見ヲ申込ニタル
カ會社ハ依然全社從業員外ノ代表者ト交渉ス
ルノ必要無シト拒絕シタリ代表者等ハ法ノ認
ムル委任制度ヲ否認スルハ不當ナリトテ從業
時間後ニ至ルモ更ニ退去スルノ模様無カリシ
ニ依リ所轄日比谷署ハ午後六時半頃警部補ヲ

派シテ懇諭セシニ代表者ハ全七時二十分ニ至
リ明日更メテ訪問スヘシト云ヒ城ニテ無事退
散セリ

一方會社ハ斯クノ如キ事態ノ屢々繰返サレハ
キテ豫想シ全夜九時左記通知書ヲ印刷シ残留
職工ノ各自宅ニ郵送シタリ
右甲(通)報條也

左記
通告

(原文、傍)

本日諸君ノ代表者といふ人々が本社に來り會
見を求められまゝたが矢張り從業員下ありま
せぬから會見を断りまゝた如様々要求書を差
込されまゝたが之に付いては過日素度々通知